

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和4年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第38号

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年亀山市規則第10号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1計画に係る住宅が建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その  
他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交  
通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化の基準告示」という。）Iの第2の1—  
2（2）により国土交通大臣の認定を受けた住宅である場合の項を削る。

別表第2低炭素化の基準告示Iの第2の1—2（2）により国土交通大臣の認定を受  
けたことを証する認定書等の写しを添えた場合の項を削る。

「建築士  
様式第1号及び様式第2号中 住所を「建築士  
氏名」に改める。  
氏名」

「住所  
様式第5号中 氏名を「氏名  
電話」に改める。  
電話」

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。